

大学運営会議議事録

開催日 及び場所	令和7年1月16日(木) 午後2時00分から午後2時40分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施
-------------	--

出欠状況	出席:33名 欠席:7名
------	--------------

1 報告事項

- (1) 大学入学共通テストの概要
- (2) 入学者選抜状況 (中間報告)
 - ① 静岡県立大学
 - ② 静岡県立大学短期大学部
- (3) 静岡県立大学 各種フェローの認定制度
- (4) 一般社団法人和栗協議会 特別会員としての参加
- (5) 令和6年度 教育研究経費等に係る納品 (検収) 期限及び支払関係書類提出期限

・ 前回議事録(案)の確認

令和6年12月の大学運営会議議事録(案)について、案のとおり承認された。

1 報告事項

(1) 大学入学共通テストの概要 (説明者: 細川学生部長)

1月18日、19日に実施される大学入学共通テストの概要について報告する。

志願者数は、昨年度と比較して微増である。

本学からは静岡県立大学と富士高校の2か所で大学入学共通テストに当たり、教職員要員数は、静岡県立大学194人、富士高校43人である。なお、富士高校会場は、静岡大学と東都大学との共同実施であり、要員数合計は110人である。受験者数は、静岡県立大学会場1,399人、富士高校会場786人である。

主な変更点は、学習指導要領改訂に伴う変更である。具体的に3点報告する。

1つ目は、試験時間の変更について、国語の試験時間が10分増の90分の試験となる。また、数学②の試験時間が10分増の70分の試験となる。以上に伴い、1日目及び2日目終了時間が昨年度から10分延びる。

2つ目は、理科の試験について、理科①と理科②が1つに統合となる。これに伴い、理科の3科目受験がなくなる。

3つ目は、出題科目について、新たに「情報」が加わる。試験時間は60分である。

なお、昨年度からコロナ感染症を念頭に置いた感染症対策は作成されていない。

今年度の対応として、原則1日勤務の方は1日、2日勤務の方は最低1日の振替休暇の取得をお願いします。振替休暇取得可能期間は、令和6年12月23日から令和7年3月14日の期間である。

(2) 入学者選抜状況 (中間報告)

- ① 静岡県立大学 (説明者: 細川学生部長)

2025年度の入学者選抜中間報告について説明する。

学部入学者選抜における大学入学共通テストを免除する学校推薦型選抜について、昨年度からの大きな変更点は、食品栄養科学部及び経営情報学部における募集人員である。

食品栄養科学部は、食品生命科学科が5名から7名、栄養生命科学科が5名から7名、計4名の募集人員を増やした。

経営情報学部は、募集人員を35名から40名に増やした。

全体の実質倍率は2.0倍であり、昨年度の2.1倍から横ばいであったが、学部により多少の増減があった。例えば、薬学部薬学科は昨年度の2.3倍から今年度3.3倍に上昇し、国際関係学部は昨年度の1.7倍から今年度1.3倍に下落した。以上のように、学部ごとに各年度の上下動はあると考えている。

帰国生徒選抜状況は、一昨年度に国際関係学部において入学者3名いたが、昨年度、本年度は合格者がいなかった。

なお、社会人選抜、編入学試験についても、本年度の合格者がいなかった。

大学院入学者選抜において、博士前期課程及び修士課程では、薬食生命科学総合学府薬科学専攻（一次募集）の募集人員30名に対し、入学者数35名という結果であり、前年度から入学者数が増加した。また、環境科学専攻（推薦・自己推薦及び一次募集）は、募集人員各10名、総数20名に対し、入学者数計6名という結果である。国際関係学研究科（一次募集）は、国際関係学専攻、比較文化専攻、各5名、総数10名の募集人員に対し、本年度の合格者数は2名という結果である。経営情報イノベーション研究科（一次募集）は、募集人員10名に対し、入学者数は6名という結果である。看護学研究科（一次募集）は、募集人員16名に対し、入学者数は7名という結果である。

博士課程では、薬食生命科学総合学府薬学専攻（一次募集）において、募集人員5名に対し、本年度は入学者数3名という結果である。

博士後期課程では、薬食生命科学総合学府全体で入学者数6名という結果である。

看護学研究科は、本年度の志願者数が0名であった。

2024年度秋季入学における大学院入学者選抜は、薬食生命科学総合学府において入学者数3名となり、例年どおりの結果である。

総体的に、大学院における定員充足が課題であるということが確認された。

② 静岡県立大学短期大学部（説明者：小林短期大学部副部長）

短期大学部の入学者選抜中間報告について説明する。

総合型選抜では、歯科衛生学科の志願者37名に対し、第一段階選抜合格者が24名であり、その後の聴講記述試験及び面接により14名を合格とした。社会福祉学科社会福祉専攻は、今年度から総合型選抜を導入し、志願者21名に対し、第一段階選抜合格者が12名であり、その後の聴講記述試験及び面接により6名を合格とした。社会福祉学科介護福祉専攻は、第一段階選抜を実施せず、プレゼンテーション及び面接により9名を合格とした。こども学科は、志願者19名に対し、第一段階選抜合格者が10名であり、その後の面接等により5名を合格とした。

学校推薦型選抜では、介護福祉専攻を除く全学科・専攻において小論文及び面接を課し、その結果、歯科衛生学科は、志願者19名に対し15名を合格とした。社会福祉学科社会福祉専攻

は、志願者 13 名に対し 11 名を合格とした。社会福祉学科介護福祉専攻は、受験者がいなかった。こども学科は、志願者 17 名に対し 16 名を合格とした。

社会人特別選抜では、歯科衛生学科において志願者が 1 名いたが、不合格であった。私費外国人留学生特別選抜は、志願者がいなかった。

<補足説明・意見>

・入学者選抜実施結果の中間報告は、毎年 1 月の大学運営会議において報告し、最終的結果の報告は、3 月までの全ての入学者選抜結果が出揃った後、毎年 4 月の教育研究審議会において報告しているが、形式的な報告に留まっており、特に近年の定員未充足の課題への対応方針について、大学全体で議論する場がないという問題がある。

定員未充足の問題は、県の評価委員会や大学基準協会における認証評価において指摘されており、一部の部局だけでなく、大学全体の課題として取り組む必要があるため、全体会議で情報を共有したいと考えている。

報告までの流れは、4 月の教育研究審議会において入学者選抜委員会から入学者選抜実施に関する最終結果報告をいただき、その結果を各部局で共有し、結果を踏まえた当該年度の課題点及び対応について整理の上、5 月の教育研究審議会「学部・研究科等の取組報告」で各部局から説明する機会を設ける。

以上につき、4 月の教育研究審議会前に仮の資料を入試室で準備いただき、各部局長に事前送付することも考えている。

なお、全部局で同じ扱いをする必要はなく、特に入学者確保に課題がある部局を中心に説明いただきたい。現状は、大学院と短期大学部の一部専攻が該当すると思うが、整理していただき、良いアイデア等があれば共有し、参考にしていただくという機会にしたいと思う。

従来は、5 月の教育研究審議会「学部・研究科等の取組報告」は、学生部が担当となっていたが、次年度の 5 月は本件内容について報告する場とし、学生部については年度終盤に報告いただくよう、スケジュールの変更を行うことを考えている。(議長)

(3) 静岡県立大学 各種フェローの認定制度(説明者:東野「ふじのくに」みらい共育センター長)

静岡県立大学コミュニティフェローは、平成 29 年度からコミュニティフェローの称号授与を行っており、申請の対象者は、本学の学部生、短期大学部生、大学院生である。申請期限は、コミュニティフェローが令和 7 年 2 月 19 日の正午まで、特別表彰が同年 1 月 29 日正午までである。

申請方法は、申請書類に必要事項を記入し、草薙キャンパスは、「ふじのくに」みらい共育センターに提出し、小鹿キャンパスは、学生室に提出とする。なお、コミュニティフェローは、ユニバーサルパスポートによる電子申請を可能とする。

現在までのコミュニティフェローの認定者は 848 名、特別表彰者は 56 名である。

コミュニティフェローの認定基準等において、知識要件・技能要件・能力要件の 3 つの要件があり、コミュニティフェローは、知識要件と技能要件、特別表彰は以上の 2 つの要件に加え、能力要件が必要になる。

各要件について、知識要件は、しずおか学科目群の履修 2 単位取得が条件である。技能要件及び能力要件は、演習等への参加、能力要件は、それらに加えて実践活動におけるリーダーシ

ップの発揮が加味される。

なお、コミュニティフェロー認定の授与は、卒業式等で行う予定である。

静岡県立大学健康長寿フェロー及び地域みらいづくりフェロー（以下、「社会人フェロー」という。）は、社会人を対象とし、本学において育成した人材の地域内循環及び地域住民の本学への教育的貢献を促すことを目的とした称号である。対象者は、本学学生への共育に貢献した社会人とし、申請に当たっては本学教員の推薦が必要である。提出期限は、令和7年1月29日正午までである。

現在までの社会フェローの認定者数は、健康長寿フェローは50名、地域みらいづくりフェローは40名である。

社会人フェローの認定に当たっては、本学教員からの推薦が必要であり、最終的に学長が決定する。また、認定書は、認定された年から5年間の有効期限があり、認定基準を満たす場合は、期間内に更新手続きを行うこととする。

なお、社会人フェロー認定証授与式は、来年度5月に実施する予定である。

最後に、地域志向研究・地域連携プロジェクト成果発表会を当センターで実施する。実施予定日は、令和7年3月4日の13時から17時まで、草薙キャンパス看護学部棟4階13411講義室で行う。成果発表対象課題は、本学の「地域志向研究」、中部5市2町「地域課題解決事業」、藤枝市「地域政策研究・創造事業」、ふじのくに地域・大学コンソーシアム「ゼミ・研究室等地域貢献推進事業」としており、本年度は計8課題の発表を予定している。

成果発表会について、多くの方の参加をお願いする。

<意見>

- ・今年度の成果発表会の報告課題数は、発表必須条件の7課題ということか。（議長）

<回答>

- ・今年度から、本学の「地域志向研究」は発表を義務化したため、当該7課題すべてが発表会で報告する。それに加え、中部5市2町「地域課題解決事業」の1課題について発表会への参加意向が確認されたため、計8課題となる。（説明者）

<意見>

- ・今年は昨年よりも課題数が多いため、多くの方の参加をお願いする。（議長）

(4) 一般社団法人和栗協議会 特別会員としての参加（説明者：藤村教育研究推進部長）

本学が、一般社団法人和栗協議会の特別会員として参加するため、報告する。

本法人は、年間費等の費用負担がなく、高等教育機関では、本学の他に静岡大学、県立農林環境専門職大学、静岡文化芸術大学が参加を予定している。本法人の5つの活動のうち、本学は「研究部会」に参加する。組織は、名誉顧問に静岡県知事、会長に掛川市長、副会長に浜松市長、以下、浜松いわた信用金庫理事長、JA掛川市代表理事組合長などが入っている。なお、本法人の活動等は、有限会社春華堂が中心となっている。

経緯は、令和4年7月から有限会社春華堂が和栗を中心とした地域産業振興を推進することを目的に「遠州・和栗プロジェクト」の活動を開始し、本件のとおり法人化することとなった。

今年度4月に、同社から本学食品栄養科学部の教員に対し、研究に関する相談があり、研究

内容等の協議の中で本法人への参加依頼の打診を受けたため、令和6年度第4回地域貢献・産学官連携推進会議において審議し、参加を決定した。

なお、国の生産量では、静岡県は全国で上位20番目である。県内では掛川市が1番の栗の産地であるため、県西部、特に掛川市を中心に法人を設立し、同社が幹事となって運営していくこととなっている。

本法人への参加に対する効果を3点挙げる。

1点目は、西部地域産官学との繋がり、他大学や地元企業との繋がり、ネットワーク拡大である。

2点目は、研究部会に参加することで、本学に対して受託研究や共同研究が実施される。

3点目は、本協議会において何か製品化をする際、本学の名称露出機会が増加する可能性が高く、商品化、イベント出展記事などにおいてPRができる。

今後は、令和7年2月10日に本法人の設立総会が掛川市内で行われ、本学からは、学長と食品栄養科学部の教員が出席する。また、年2回程度の理事会、植樹会、収穫会など、イベントも随時開催される。なお、令和6年11月からは、既に同社との研究を開始している。

<意見>

・掛川市ではないが、相良油田でも栗は収穫できると記憶している。(議長)

<回答>

・栗は、菊川市、掛川市の山側、浜松市は舘山寺の方で収穫できる。

栗の木は農林環境専門職大学にも生えており、収穫可能だと思うが、実際に栗農家として商売、栽培し、商品製造をしている地域は、掛川市と浜松市という印象がある。(説明者)

<意見>

・栗のテーマパークが相良油田の近くにあった記憶がある。(議長)

<回答>

・相良油田というと牧之原市であり、本協議会の組織として、理事に「遠州地域自治体首長」が入っていることから、牧之原市も同地域に含まれ、組織に入っていると思う。(説明者)

<意見>

・相良油田付近の栗を採って食べたことがあるが、美味しかった。(議長)

・相良の地域は、干し芋も美味しい。(構成員)

<回答>

・大きな産地として、相良の干し芋は有名であり、浜岡ではピーナッツが有名である。

(説明者)

・調べたところ、牧之原市に「相良油田観光くり園」がある。(構成員)

・栗の収穫は、県内でも複数の場所で可能であるが、県内において、栗農家として生産、出荷をメインで行う地域は、掛川市が多いと思う。遠州の和栗として、掛川市の栗を使用した「玉華堂の和栗モンブラン」が東京の番組でも紹介されており、商品化が進んでいる点においても、掛川市の栗がブランド的に強い印象がある。(説明者)

<意見>

・栗ツーリズムは面白そうである。(議長)

<回答>

・栗について、中部や東部の地域も調べたが、あまり検索ではヒットしなかった。本件は、県西部地区を中心とした協議会でスタートしているが、特設協議会の名称に「遠州」の表記はないため、範囲を拡大する意向はあると思う。(説明者)

<意見>

・本学においても、貢献できることは取り組んでいきたいと思う。(議長)

(5) 令和6年度 教育研究経費等に係る納品(検収)期限及び支払関係書類提出期限

(説明者：大村総務部長)

書類の提出期限は、それぞれ区分に応じた期日を設定しており、本年度も例年同様としている。3月雇用の賃金は、4月1日までに支払関係書類の提出をお願いする。3月出張実績の旅費及び講師謝金、賃借料、その他事前に計画されている3月発生経費は、4月7日までに書類の提出をお願いする。その他は、2月末までに納品・検収を行い、3月7日までに書類の提出をお願いする。

留意事項を4点挙げる。

1点目は、やむを得ない事情により、期限に間に合わない恐れのある場合には、事前に総務部出納室まで相談をお願いする。

2点目は、令和6年度該当の支払いは、検収日が3月31日までのものであり、4月1日以降のものは、令和7年度予算での支払いとなるため、注意いただきたい。

3点目は、本法人は単年度会計をとっており、複数年度を期間とするプロジェクトに係る支払いについても、令和6年度執行分については、同様の期限で提出いただく必要があることから、注意いただきたい。

4点目は、年度末は出納事務が集中するため、資料に示す期限に関わらず、提出可能なものは早期に提出いただくよう、協力をお願いする。

本会議終了後、教職員宛てにメールで通知する。この時期に経費の残額を確認いただき、予算の計画的な執行、円滑な支払事務の実施に協力をお願いする。

担当：経営財務室 市野 雄基